



Title	統合報告に対する保証とその課題
Author(s)	岡野, 泰樹
Citation	経済学研究, 64(2), 77-86
Issue Date	2014-12-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/57554
Type	bulletin (article)
File Information	ES64(2)_77.pdf



[Instructions for use](#)

統合報告に対する保証とその課題

岡野 泰樹

I. はじめに

2013年12月9日、国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council: IIRC) は、『国際統合報告 (Integrated Reporting: IR) フレームワーク』を公表した。統合報告は、組織の戦略や見通し、リスク情報やサステナビリティ情報等、資本市場における企業価値の中・長期的な観点からの評価の重視を背景に、これまで個々に独立して開示されてきた財務情報と非財務情報、あるいは数値的な情報と記述的な情報を、その重要性や目的適合性に合わせて、一体的に開示することを指向するものである。

一般に、開示される情報は、一定の保証があってこそ、その信頼性が確保され有用なものとして想定利用者に受け入れられる¹⁾。統合報告に関する実務はまだ緒に就いたばかりであり、現在のところ保証を付与するような一般的な枠組は整備されていない。しかしながら、今後その開示が増加するとすれば、何らかの信頼性を確保するための仕組みが求められてくることは想像に難くない。統合報告に含まれる財務情報は、金商法等のディスクロージャー制度下で開示される財務諸表が中心となる。当該財務諸表が、財務諸表監査によって、既にその信頼性の確保が図られていることを鑑みると、統合報告の保証において問題となるのは、非財務情報の信頼性に対し、いかなる保証を行うかであ

ろう。

本稿の目的は、このような認識をもとに、統合報告に対する保証とその課題を検討することにある。

歴史を振り返ると、非財務情報に対していかなる保証を行うか、その理論的な可能性について、これまでに英米を中心に幾度か議論がなされてきたことが理解できる。そこで本稿では、まず非財務情報の開示と保証に関する国際動向を概観した後、現在までに非財務情報に対して議論されてきた保証を概観する。ここでは、米国で構想されたビジネス・レポートングに対して提案されている保証、統合報告の概念形成に大きな影響を及ぼした英国の営業および財務概況 (Operating and Financial Review: OFR) に対する保証、そして近年、監査研究者により提示されている統合報告に対する保証モデルを検討する。次に、統合報告の保証が行われている海外の先進的な事例を取りあげ、その保証報告書から、いかなる保証が実施されているのかを把握する。実際の保証の事例を見ることで、これまで理論の上で議論されてきた保証の有効性が評価できると考える。最後に、これらの検討から得た示唆をもとに、今後の統合報告に対する保証とその課題を示す。

II. 非財務情報の開示・保証の国際動向

近年、激変する経済環境の中、伝統的な財務報告が企業活動の全体像を描き出せなくなりつつあるとの理解から、非財務情報に対する期待が高まってきている。しかし、その一方、財務

1) 松本 [2012], p. 80.

諸表の国際的な統一化とは相反して、非財務情報の開示・保証は各国ごとに様々な形での制度化が進んでいることが指摘されている²⁾。

例えば、英国では、2008年に起きたリーマン・ショックなどの金融危機を背景に、コーポレート・ガバナンスやビジネスの透明性に関する政策的な取り組みが進められ、2013年9月末に終了する事業年度から、従来開示されていた事業概況 (Business Review : BR) に代わって戦略報告書 (Strategic Report) の公表が求められることとなった。戦略報告書では、BRでは開示が求められてこなかったビジネスモデルの説明やガバナンス情報が開示されることとなる³⁾。また、米国では2010年の2月に、気候変動情報開示に関する解釈指針を公表し、年次報告書 (Form 10-k) 上で気候変動に伴い予想されるリスク等の開示が検討されることとなった。一方、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) では、2010年の実務意見書において、経営者による説明 (Management Commentary : MC) は財務報告の概念フレームワークの対象として、財務諸表情報を補う情報としての位置付けが明確化された⁴⁾。このように、非財務情報は、それ自体の社会的価値を重視して単独の報告書として開示される場合もあれば、年次報告書の一部、あるいは財務諸表を補う情報として財務報告の一部に含められた形で開示されることもある。

保証に関しては、こうした多様な開示形態に対し、国際監査・保証審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB) による ISAE 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」を用いて、

非財務情報それ自体を直接的に保証する保証業務が広がりを見せている。その一方で、ISA 720「監査済み財務諸表を含む書類におけるその他の情報に関連する監査人の責任」で示されているように、財務諸表監査の枠内で、財務諸表との連携を通して非財務情報を保証するという、間接的な保証の制度化の動きが強まってきている。

以上のことから理解できるように、非財務情報における開示と保証の形態は、一様ではない。本稿では、非財務情報の保証を検討するにあたって、非財務情報を財務諸表監査の対象となっている財務情報以外の開示情報と理解し、論を進めることとする。

Ⅲ. 非財務情報に対する保証の理論的な可能性

企業の全体像を描く手段として、財務情報のみならず非財務情報を活用していこうとする試みは、統合報告に始まったことではない。米国と英国では、早くから非財務情報の開示と保証に関して、その理論的な可能性が議論されてきた。

ここでは、こうした英米の議論の中で示された非財務情報に対する保証の特徴を概観し、その後、近年提示された監査研究者による統合報告の保証モデルを見ることとする。

1. 米国ビジネス・レポーティングに対する保証

米国では、1990年代から、従来の財務諸表が有する限界、すなわち財務諸表が利用者の意思決定を行うために必要な情報を必ずしも提供していないとの批判が、意思決定有用性アプローチの観点からなされるようになった⁵⁾。こうした声を受けて、米国公認会計士協会 (The American Institute of Certified Public Account-

2) 山崎 [2010 a], p.217。ここでは非財務情報を財務諸表外情報と表現している。

3) 戦略報告書については小西 [2014] を参照されたい。

4) 越智 [2014], p.166。

5) 古庄 [2012], p.18。

ants : AICPA) が 1994 年に公表したのが、ジェンキンズ報告書⁶⁾である。

当該報告書では、企業が情報利用者に提供する情報拡充化のために、①将来指向情報重視の視点、②非財務情報重視の視点、③内部情報・外部公表情報整合化の視点、という三つの方向性⁷⁾を意図したビジネス・レポーティングが提示されるとともに、監査人に対しては、こうした開示に対し弾力的に関与することを示している。すなわち、ジェンキンズ報告書は、ビジネス・レポーティングに含まれる非財務情報を含む構成要素に対して、監査人が多様な保証水準による保証を行う可能性があることを示し、監査人にそのような保証が行えるような、保証基準の設定や新たな専門性の獲得が求められることを指摘したのである⁸⁾。

また、2002 年には、AICPA がジェンキンズ報告書で提案されたビジネス・レポーティングモデルの実務的な普及を目指し、拡張ビジネス・レポーティングに関する特別委員会 (The Special Committee on Enhanced Business Reporting) を設置し、2004 年には拡張ビジネス・レポーティング (Enhanced Business Reporting : EBR) を提案する報告書を公表、2005 年には、EBR フレームワーク⁹⁾を提示した。当該フレームワークでは、EBR に含まれる項目として、大きく分けて①事業概況、②戦略、③能力と資源、④業績、という 4 項目を提示している¹⁰⁾。これらの項目には、財務情報から環

境・社会情報、人的資源などの非財務情報まで広範な情報が含まれる。

こうした情報に対する監査ないし保証の内容については、必ずしも明確ではないが、いくつか示されている EBR のモデル例示を見る限り、EBR 全体にわたる監査のような積極的な保証は想定されておらず、異なる保証水準の保証をデータごとに行うことが考えられている¹¹⁾。このようなデータレベルとマルチレベル (多段階) での保証は、近年複数の論者によって支持されている¹²⁾が、非財務情報は、財務諸表における利益のような一つの情報に収斂するように関連付けて開示されておらず、財務諸表監査のような全体を対象とした意見表明の方式がそのまま当て嵌まるとは言えない¹³⁾という点からすると、合理的なものであると考えられる。

2. 英国 OFR に対する保証

OFR とは、企業の年次報告書に含まれる記述形式の情報で、取締役自らが行う事業の将来指向的な説明・分析のことをいう¹⁴⁾。

英国では 1980 年代後半から 90 年代前半にかけて、会計監査人の無限定適正意見の表明にも関わらず、突然の大型倒産や経営者による不正・不祥事が頻発し、従来、企業情報における中心的な役割を担ってきた財務諸表の有する状況説明機能や将来予測機能の限界が指摘されていた¹⁵⁾。OFR はこうした状況を背景に、財務諸表を補足・補完する¹⁶⁾情報として、伝統的な

6) AICPA [1994] ; 八田・橋本訳 [2002]。

7) 同上、訳書 p. 36。

8) 吉見 [2008 a], p. 73。

9) EBR フレームワークは以下の URL から入手可能である。

<http://www.aicpa.org/InterestAreas/FRC/AccountingFinancialReporting/EnhancedBusinessReporting/Pages/EBRFramework.aspx> (最終参照: 2014 年 6 月 30 日)

10) ジェンキンズ報告書から EBR に至る米国における事業報告の一連の動きは浦崎 [2006] を参照されたい。

11) 吉見 [2008 a], p. 74。

12) 例えば吉見 [2008 b] や山崎 [2012] を参照されたい。

13) 内藤 [2012], pp. 94-95。

14) 上妻 [2005], p. 115。

15) 同上, p. 120。

16) IASB [2005], p. 21. 財務諸表を補足するとは、財務諸表において報告されている金額の追加的説明を記載し、財務諸表における情報の原因となった状況および事象を説明することを意味する。また、補完と言った場合、財務諸表で報告

財務会計の枠組みを超えた、環境情報やリスク情報、顧客関係など、企業価値の源泉となるような将来指向的な情報の開示を求めるものであった。

OFR 自体は、その後の英国国内の政治的な影響によって、制度化こそ実現しなかったものの、早くから開示の問題と合わせて、保証の問題が議論されてきた。そこで以下では、OFR に対していかなる保証が検討されてきたのかを概観する。

OFR の保証構想は、会社法レビュー実施グループ (Company Law Review Steering Group: CLRSG) が 2000 年 3 月に公表した『枠組の構築』(Developing the Structure)¹⁷⁾にその端緒がみられる。そこでは①財務及びその他の記録と OFR が整合しているか、②事実に基づいてなされた主張の根拠、③会計基準審議会 (Accounting Standards Board: ASB) などによって示されている適用可能なすべての報告基準に対して準拠しているか、④財務諸表監査の過程で得られた会社に関する監査人の知識と OFR は整合しているか、という項目を限定したレビューが提案された (par. 5.98)。

また、CLRSG が同年 11 月に公表した『枠組の完成』(Completing the Structure)¹⁸⁾においては、OFR の保証に関して『枠組の構築』において提案されていた上述の四つの項目に加えて、「OFR 作成プロセスの適切性」も項目に加えられ (Question 3.6)、作成プロセスの信頼性を確保することで OFR を保証しようとする思考が示された。すなわち、OFR 作成の際に従った手続が、OFR が真実かつ適正に表示され、理解可能で、目的適格的であり、偏向がなく、期間比較が可能となる内容を確保するために設計されているかどうかを評価する¹⁹⁾こと

で OFR を保証するのである。このような「結果」ではなく「プロセス」を保証することで、情報の信頼性を確保しようとする考え方は、革新的なものであり、多くの支持を受けた²⁰⁾。

しかし OFR に対する保証は、その後、監査実務審議会 (Auditing Practices Board: APB) から監査基準案が公表され²¹⁾、財務諸表との整合性を通して信頼性を確保するという間接的な保証に落ち着くこととなった²²⁾。すなわち、監査人に対して、通読という手続を通し、① OFR に記載されている情報が財務諸表と整合しているかどうか、②会社の監査人として財務諸表監査中に OFR に記載されている情報と整合しないと考えられる事項に気付いたかどうか、に関する意見 (整合性意見) を述べるという形での保証が示された (Section B par. 6)。保証の項目が限定されたものに落ち着いたとはいえ、OFR を財務諸表の補足・補完情報として捉えるならば、OFR が財務諸表を補う情報を開示しているかとの観点から、財務諸表との整合性を保証するという考えは合理的であるといえよう。

ただし、このような保証に問題がないわけではない。整合性の保証は OFR 全体に対してなされるが、OFR に含まれる情報は、財務情報の分析のような財務諸表との連携が識別可能な情報から、環境、社会、および従業員に関連する方針およびその有効性といった連携が識別不能な情報まで幅広く、その全てに対し財務諸表との整合性を保証することは難しい。OFR 全体に対して整合性意見を表明することは、形式的には財務諸表との整合性が OFR 全体に対して保証されていることとなり、適切なものとは言い難い。整合性の保証を有効なものとするに

20) 山崎 [2006], pp. 37-38.

21) APB [2005].

22) 古庄 [2012], p. 189. 間接的な保証に落ち着くことになった背景には、コスト増加を理由とする産業界の反対や、OFR に対する監査人の知識不足があげられる。

されていない事業およびその業績に関する財務・非財務情報を記載することを意味する。

17) CLRSG [2000 a].

18) CLRSG [2000 b].

19) 古庄 [2012], p. 187.

は、いかなる情報に対して整合性が保証されているのかを明示することが必要であろう。

3. 統合報告に対する保証

統合報告に対する保証を直接的に扱った研究報告は必ずしも多くはないものの、それらの中には統合報告に対する保証モデルが提示されているものもある。

例えば山崎 [2012] は、統合報告の保証モデルとして、米国の EBR に対する保証に見られたようなデータレベルとマルチレベルでの保証と、英国の OFR に対する保証に見られたような、財務諸表との整合性を通じた非財務情報の間接的な保証の二つを合わせた形でのモデルを提示している²³⁾。

ここでは、まず、財務諸表情報と非財務情報それぞれに対して、監査または保証が実施される。注意すべき点は、この保証モデルでは、すべての財務諸表項目、非財務情報に対して、同一水準の保証を付与することは難しいと措定していることである。したがって、ここでは項目ごとに異なる保証水準の保証が付与されることとなる。次に、財務諸表情報と非財務情報について、両者を横断した整合性のチェックが実施される。すなわち、付与可能な保証水準ごとに区分された財務諸表項目に対応させる形で、非財務情報の開示を行わせた上で、監査人に対して、両者の整合性をチェックさせ、整合性意見を監査報告書に記載させることを想定している。こうした整合性チェックは、合理的な保証が難しい財務諸表項目（例えば公正価値測定に多くの不確定要素が含まれる項目など）に対する保証水準の補強という観点から有効である。また、両者が整合していない場合は、財務諸表情報または非財務情報、いずれかの信頼性に問題があり、両者に対して、更なる監査・保証手続が実施されることがあるとしている。

23) 山崎 [2012], pp.38-40。

山崎 [2012] が提示した保証モデルは、項目ごとに保証を付与するという点に特徴がみられる。当該保証モデルは利用者の理解可能性について課題が残るものの、英国 OFR に対する保証の整合性意見に見られた問題点、すなわちいかなる情報に整合性が保証されているのかが不明確である点が解消されていることは評価できよう。また、項目ごとの整合性チェックが行われることで、整合性が保証されている情報とされていない情報が意見表明を通じて明示されることとなり、統合報告を有益なものとする要件の一つである、財務情報と非財務情報を有機的に結合させた開示を支援する効果も期待できると思われる。

IV. 統合報告に対する保証事例

統合報告に関する実務はまだ緒に就いたばかりであり、現在のところ統合報告に保証を付与するような一般的な枠組みは整備されていない。しかしながら海外に目を向けると、既にその保証に着手している企業の存在が確認できる。

統合報告に対する保証には、大きく分けて二つの形態がみられる。一つは、統合報告に対して単一の保証の主題²⁴⁾を設定し保証するものである。いま一つは、統合報告に対し、複数の保証の主題を設定し保証するものである。ここでは前者の例としてオランダの保険会社 AEGON²⁵⁾を、後者の例としてドイツのソフトウェ

24) 堀江 [2006], p.321。保証の主題は保証の対象とそれが備える属性を組合わせて表現される。財務諸表監査を例にとると、保証の対象は財務諸表、備える属性は適正性である。

25) AEGON の保証報告書は以下から入手可能である。

<http://www.corporatereporting.aegon.com/2013/review/facts-amp-figures/our-approach-to-reporting/our-auditors-report> (最終参照: 2014年6月30日) なお AEGON の保証報告書については池田 [2013] も参照されたい。

ア会社である SAP²⁶⁾における保証報告書を取りあげ、①保証の主題と保証水準、②情報作成規準と保証基準、③保証手続、の視点から整理しその特徴と課題を把握する。事例を検討することで、これまで理論的な可能性の範囲内でのみ語られてきた、統合報告に対する保証の有効性を評価することができると思う。

なお、現在のところ、統合報告は、開示に関しては南アフリカのように制度化が進められている国がある一方、その保証に関しては、企業の任意によるものに留まっている。ここで取り上げる2社の統合報告に対する保証も、企業の任意によるものである。

1. AEGON における統合報告保証報告書

①保証の主題と保証水準

AEGON では、AEGON の 2013 年の統合レビュー²⁷⁾に含まれる非財務情報が、Global Report Initiative (GRI) の定めた G3 ガイドラインに準拠して、正しく表示されている (correctly presented) かどうかに対し、限定的保証が付与されている。ただし、将来指向情報に対する仮定や達成度についての保証は行われていない。

②情報作成基準と保証基準

AEGON の統合レビューは、GRI の定めた G3 ガイドラインを適用して作成されている。GRI は、1997 年に米国の NGO 団体が国連環境計画と協力して設立した組織である。GRI は国際的に適用可能サステナビリティ報告書のためのガ

イドライン開発・普及させることを目的としており、2000 年に最初のガイドラインを公表して以降、この分野における主導的な役割を果たしている²⁸⁾。G3 ガイドラインは 2006 年に公表された第三版のガイドラインである²⁹⁾。

一方、保証基準としては、オランダ監査基準第 3410 N 号「サステナビリティ報告書に関する保証業務」(Assurance Engagement with respect to Sustainability Reports) が用いられている。当該基準は、サステナビリティ報告書の保証内容について定めた特定の保証基準である³⁰⁾。

③保証手続

保証手続については、2013 年の保証報告書には明示されていない。しかしながら、2012 年の保証報告書³¹⁾を見ると、以下のように具体的に行われた手続が示されている。

- ・統合レビューの情報を作成する際に用いられた重要な見積りや計算の検討に加え、適用されているレポートの方針と適用の継続性の受容性を評価すること。
- ・組織に関連した CSR 問題についての理解を得ること。
- ・報告されている情報について、収集、処理、および連結のプロセスが設計され、かつ実在しているかを連結のプロセスに関連付けて理解すること。
- ・リスクの分析に基づいて、分析的手続、責任ある企業役員へのインタビューの実施、試査による情報の実証性の確認を実施するとともに、関連する企業の文書と AEGON が報告

26) SAP の保証報告書は以下から入手可能である。
<http://www.sapintegratedreport.com/2013/en/about-this-integrated-report/independent-assurance-report.html> (最終参照: 2014 年 6 月 30 日)

27) 統合報告書については、統合レビューや統合年次報告書、統合報告書といったように、企業ごとにその名称について若干の相違が見られる。しかし財務情報と非財務情報を一体的に開示するという基本的な姿勢は共有されていると考えられる。

28) 伊豫田 [2006], p.93。

29) 現在 GRI ガイドラインは第四版が発行されているが、2015 年まで第三版に準拠した報告も有効なものとされている。

30) このようなサステナビリティ報告書に対する特定の保証基準はドイツにも見られる。

31) <http://corporatereporting.aegon.com/2012/review/facts-figures/auditor-s-statement> (最終参照: 2014 年 6 月 30 日)

する際の情報源として用いた外部の情報源を通読することで、AEGOの統合レビューに含まれるサステナビリティ情報の妥当性を検討すること。

- ・財務情報が年次報告書から適切に導かれているか評価すること。
- ・AEGONの統合レビューにおけるサステナビリティ情報と、その全体的な表示は、上記の基準に照らして十分なものか評価すること。

2. SAPにおける統合報告保証報告書

①保証の主題と保証水準

SAPでは、2013年の統合報告書に含まれるサステナビリティ情報に対して、AA 1000 ASPに準拠して表示されているかどうか、サステナビリティ情報に対する質的主張、量的指標が報告基準に準拠して表示されているかどうかに対し、限定的保証が付与されている。また、健全な企業文化の構築、企業と従業員の良好な関係（従業員定着率）、女性の管理職、二酸化炭素の排出などの指標が報告基準に準拠して表示されているかどうかに対し合理的保証が付与されている。

②情報作成規準と保証基準

SAPの統合報告書に含まれるサステナビリティ情報はAA 1000 APSとGRIが公表した第四版のガイドラインであるG4ガイドラインを適用して作成されている。AA 1000 APSは、イギリスのAccountAbilityにおいて公表された、サステナビリティ報告書の作成・保証基準の原則基準にあたるものである。AccountAbilityは、企業および非営利団体の社会的責任や倫理的行動を促進するための専門家団である、イギリスの非営利団体Institute of Social and Ethical Accountability (ISEA)の中に設置された組織である。AccountAbilityでは、AA 1000 APSの他に、保証基準であるAA 1000 AS、ステークホルダー・エンゲージメント基準であるAA 1000 SESを公表しており、これら三つを合わせてAA 1000シリーズとして公

表している³²⁾。

一方、保証基準としては、ISAE 3000、ISAE 3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」が用いられている。

③保証手続

保証手続は以下のように具体的に示されている。

- ・SAP社のステークホルダー・エンゲージメントの結果を含む、重要な側面とその境界を決定するプロセスの評価
- ・報告対象期間におけるSAP社の適切なサステナビリティの側面を特定するための、メディア検索を含むリスク分析
- ・サステナビリティパフォーマンスの目標設定とモニタリングプロセスに係る、企業レベルでの担当管理層へのインタビューの実施
- ・自社で開発された報告基準の適合性の検討
- ・サステナビリティパフォーマンス指標に関するデータの収集、処理および管理に利用されるシステムとプロセスについての設計と実施の評価。これにはデータ連結を含む。
- ・データの提供、内部統制手続の実行、およびデータ連結に係る、企業レベルでの適切な担当者へのインタビューの実施。これには非財務情報を含む。
- ・内部および外部資料の評価を実施し、サステナビリティパフォーマンスに関して選択された定量的および定性的指標が十分な証拠に裏付けられたものであるかを確かめる。
- ・SAP社が選択したGRIのG4ガイドラインと、SAP社のウェブページ上の統合報告に記載されているサステナビリティパフォーマンスに関する情報との整合性の検討
- ・AA 1000 APS (2008) が定める包括性、重要性、および対応性の原則との合致性の評価について各代表者とのインタビューの実施

32) AccountAbility および AA 1000 については倉阪 [2006] を参照されたい。

また、合理的な保証を得るために以下を実施する。

- ・データの収集と処理に利用されるシステムと手法についての設計、実施、および運用状況の有効性のテストに係る評価。データのSAP社のウェブページ上の統合報告に記載されている情報への加工を含む。
- ・データが適切な情報元に対応したものであるか、またその情報元のすべての必要なデータが、SAP社のウェブサイト上の統合報告に記載されているかを詳細に確かめるために、内部および外部資料を利用し2013年度データの監査を実施する。
- ・ドイツのヴァルドルフ、ザンクト・レオン・ロート、アイルランドのダブリンへの現地訪問を行い、企業に報告された情報管理システムの品質およびデータの信頼性を評価する。

3. 事例からみる統合報告保証の特徴と課題

ここでAEGONとSAPの統合報告に対する保証の特徴をまとめると、以下のようになる。

まずAEGONとSAPでは保証の主題（保証対象とその属性）に相違がみられる。保証対象は、AEGONでは統合報告に含まれる非財務情報全体であるのに対し、SAPでは、統合報告に含まれるサステナビリティ情報の一部に限定されている。AEGONの保証に見られるような、非財務情報全体に対する保証は「非財務情報の保証に関しては財務諸表監査のような全体を対象とした意見表明方式が適切とはいえない」という指摘と相反するものであり、いかなる場合に非財務情報全体に対する保証が適切と言えるのか、その根拠について、検討の必要があるだろう。保証の属性については、AEGONが報告基準に準拠して正しく表示されているか否かであるのに対し、SAPでは報告基準に準拠しているか否かがその属性として設定されている。統合報告の「正しさ」の意味するところは、一定のコンセンサスを得ているとは言い難く、その意味を明確にする必要がある。

また、保証水準については、AEGONが保証の主題全体に対して限定的保証という単一の水準で保証を付与していたのに対し、SAPでは主題ごとに、合理的保証と限定的保証という異なる水準の保証が付与されている。このことは、米国のビジネス・レポーティングに対する保証や、統合報告の保証モデルで示されていたように、保証の主題によって、付与可能な保証水準が異なることを示す一つの例といえる。

保証手続については、保証の主題の違いに起因した、多様な手続が実施されている一方、両社とも情報作成プロセスの設計やその存在を確認する手続が実施されているという共通点もみられる。非財務情報に対して、英国OFRに対する保証で議論されていたような、情報作成プロセスの保証を通して信頼性を確保しようとする保証が、実務的にも有効なものであると認識されていると考えることができる。

以上のように、AEGONとSAPの統合報告に対する保証では、理論上示されていた保証が見受けられる一方、保証の主題から保証手続に至るまで、相違が見られる。統合報告に対する保証が普及するとすれば、今後多様な形態の保証が出現することが予想されるのである。

もちろん、統合報告に対する保証は企業の任意によるものであり、多様な形態の保証が行われること自体は制度上問題ない。

しかしながら、統合報告に対する保証が社会的に広がりを見せ、多くの利用者を生むとすれば、理解可能性の観点からも、一定の枠組を持つ保証が求められる。とりわけ統合報告に対する保証を公認会計士が実施するとすれば、彼らが伝統的に従事してきた財務諸表監査との関係も問題となろう。

事例に見られた相違は、構造的には保証の主題の相違に起因するものである。すなわち、保証水準とそれに影響を与える保証手続は、何を保証するのかという保証の主題に制約を受ける。そうであるならば、相違を解消するための、換言すれば一定の枠組を持つ保証を構築す

するための起点として、いかなる保証の主題を設定するか検討することが重要となる。

英国の OFR に対する保証や、統合報告の保証モデルで提示されていた整合性の保証は、こうした課題に一つの答えを与えるように思われる。保証の主題として財務諸表との整合性を考え、財務諸表の理解を補う情報が提供されているか否かという観点から、統合報告に対する保証を行うのである³³⁾。その際、いかなる情報の整合性が保証されているのかを明示する必要があることは言うまでもない。統合報告を含め、従来から議論されてきた非財務情報開示の問題は、財務諸表をその基礎にして展開されてきたこと、公認会計士の監査・保証業務の基盤が、財務諸表監査にあることから考えても、財務諸表との連携を意識した保証は、合理的なものであると考えられる。

V. おわりに

本稿では、統合報告に対する保証とその課題を提示するために、現在までに議論されてきた非財務情報に対する保証と、現実に行われている統合報告に対する保証を検討してきた。これまで統合報告に対する保証は、その実践事例が存在しないという状況において、理論的可能性の範囲内で議論がされてきた。そこで本稿では、理論上示されていた非財務情報に対する保証の有効性を、事例を用いて検討した。

ここで、理論上示されていた非財務情報に対する保証の特徴を総括すると、①データレベルとマルチレベルでの保証、②プロセスの保証、③財務諸表との整合性の保証、の三つが指摘できる。非財務情報には、保証可能性のレベルが

異なる様々な情報が混在しており、それらを一律の保証水準でもって保証することは適切ではない。したがって、非財務情報に対しては、個々の情報の保証可能性を考慮したデータレベルとマルチレベルでの保証を実施することが合理的である。また、プロセスの保証は、情報それ自体ではなく、その情報が作成されるプロセスの保証を実施することで、作成された情報に対して一定の信頼性を付与しようとするものである。こうした保証は、直接的な保証が困難な非財務情報に対しても有効な保証となろう。これらの保証は事例においても、実施されていることが確認でき、その有効性が認識されているものと考えられる。

しかしながら一方で、財務諸表との整合性の保証は、事例においてその実施を確認できなかった。このことは、統合報告における保証が多様化し、そこに相違が生じている現況と関連がないわけではない。統合報告に対する保証の相違が、保証の主題の相違に起因するものであるとすれば、財務諸表との整合性の保証はその実施にあたって、保証の主題を規定する効果をもつのである。

もちろん、統合報告に対して多様な保証が存在することそれ自体は否定されるものではない。しかしながら、統合報告に対する保証が今後社会的に広がりを見せるとすれば、利用者の理解可能性の観点からも、一定の枠組を持つ保証が構築される必要がある。その際、財務諸表との整合性の保証を行うことが、枠組を構築する際に有効であると考えられる。統合報告に関する議論の背景、公認会計士が保証を実施する意義を鑑みても、統合報告に対する保証が、財務諸表との整合性という観点から構築されることは合理的であり、今後の統合報告の保証において、整合性の保証が普及することが望まれる。

33) 越智 [2014] では、非財務情報の保証について、経営者の判断そのものの合理性や開示情報の網羅性等を直接的に検証することには限界があるとし、財務諸表の理解を補う情報が提供されているか否かという観点から保証を行うことが現実的であると指摘している。

参考文献

<欧文>

AICPA [1994] *Improving Business Reporting — A Customer Focus: Meeting the Information Needs of Investors and Creditor*; 八田進二・橋本尚共訳 [2002] 『事業報告革命: アメリカ公認会計士協会・ジェンキンス報告書』白桃書房。

APB [2005] *Exposure Draft of ISA (UK and Ireland) 720 (revised)*.

CLRS [2000 a] *Modern Company Law: for a Competitive Economy, Developing the Structure*.

_____ [2000 b] *Modern Company Law: for a Competitive Economy, Completing the Structure*.

IASB [2005] *Discussion Paper, Management Commentary, A Prepared for the IASB by Staff of Its Partner Standards-Setters and Others*.

_____ [2010] *IFRS, Practical Statement, Management Commentary*.

<和文>

池田公司 [2013] 「統合報告における信頼性保証のあり方」『現代監査』第23号, pp. 50-57。

伊豫田隆俊 [2006] 「環境報告とその保証についての国際機関の対応」上妻義直編著『環境報告書の保証』同文館出版, pp. 84-100。

浦崎直浩 [2006] 「アメリカにおける事業報告の動向」『JICPA ジャーナル』第18巻第12号, pp. 99-104。

越智信仁 [2014] 「ESG情報の統合開示と監査・保証業務」内藤文雄編著『監査・保証業務の総合研究』中央経済社, pp. 164-176。

勝山進 [2009] 「CSRと会計報告の課題」石崎忠司・黒川保美編著『公共性志向の会計学』中央経済社, pp. 81-93。

倉坂智子 [2006] 「AA1000」上妻義直編著『環境報告書の保証』同文館出版, pp. 101-120。

上妻義直 [2005] 「OFRとは何か」『企業会計』第57巻9号, pp. 115-121。

_____ [2006] 「イギリスの状況」上妻義直編著『環境報告書の保証』同文館出版, pp. 121-146。

小西範幸 [2014] 「統合報告の国際的動向と財務報告の

可能性」『企業会計』第66巻第5号, pp. 18-27。

内藤文雄 [2012] 『財務情報等の監査・保証業務』中央経済社。

久持英司 [2010] 「国際基準における財務諸表外情報の開示と保証」山崎秀彦編著『財務諸表外情報の開示と保証—ナラティブ・リポーティングの保証』同文館出版, pp. 91-100。

古庄修 [2012] 『統合財務報告制度の形成』中央経済社。

堀江正之 [2006] 『IT保証の概念フレームワーク』森山書店。

松本祥尚 [2012] 「非財務情報に対する信頼性付与の必要性」『会計』第184巻第2号, pp. 76-88。

山崎秀彦 [2006] 「イギリスにおける『営業・財務概況報告書 (OFR)』の開示と監査人による検証について」『産業経理』第65巻4号, pp. 31-41。

_____ [2007] 「英国におけるリスク情報の開示・保証制度」『会計・監査ジャーナル』第629号, pp. 100-106。

_____ [2009] 「監査報告の新展開—国際監査基準の英国でのアダプション問題を中心として—」『会計』第175巻第2号, pp. 182-194。

_____ [2010 a] 「本書の結論と要約」山崎秀彦編著『財務諸表外情報の開示と保証—ナラティブ・リポーティングの保証』同文館出版, pp. 209-218。

_____ [2010 b] 「英国における財務諸表外情報の開示と保証」山崎秀彦編著『財務諸表外情報の開示と保証—ナラティブ・リポーティングの保証』同文館出版, pp. 45-66。

_____ [2011] 「監査人報告変革の方向性」『会計・監査ジャーナル』第672号, pp. 79-86。

_____ [2012] 「統合報告に対する信頼性付与の可能性」『国際会計研究会年報』2011年度第2号, pp. 31-44。

吉見宏 [2008 a] 「非財務情報の監査—企業価値の向上に向けて」『会計』第173巻第4号, pp. 69-80。

_____ [2008 b] 「監査における判断の拡大とその教育上の課題」『現代監査』第18号, pp. 37-43。

_____ [2011] 「財務諸表外情報の開示と監査・保証への影響」同上誌 第21号, pp. 48-54。